

意見提出数:17件
 内訳(団体:9件、企業:4件、個人:4件)

商標制度小委員会報告書案「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における商標制度の在り方について(案)」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

1. 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について

| 通し 番号 | 寄せられた意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提議者 |
|----------|---|--|-------------|
| 1 | <p>産業財産権を侵害する模倣品の国内流通は、産業財産権を保有する正当権利者が得るべき利益を喪失するだけでなく、その品質の劣悪さによって消費者の身体や財産に損害が生じた場合、正当権利者自身のブランドを毀損することにつながりかねない。</p> <p>昨今、コロナウイルス感染症拡大防止のため、不要不急の外出を控えるいわゆる“巣ごもり需要”の影響により、インターネットを利用した越境取引の拡大が考えられ、これに応じ模倣品の国内輸入も拡大することが容易に予想される。</p> <p>そのため、模倣品の越境取引への対策を強化する方向には賛成であり、その手法として海外の事業者が国内購入者に模倣品を直接送付する行為を、新たに商標権侵害と位置付けることそのものについてもおおむね賛成である。</p> <p>一方で、法改正にあたっては属地主義をはじめ考慮すべき項目もあると考えられ、これらについて模倣品の国内流通を防止するという観点から、より実効性の高い法改正となるよう慎重に議論いただきたい。</p> <p>本案によれば、「日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で検討することが適当である」としており、模倣品の国内流通を防ぐためには、かかる行為を商標権侵害行為と認定するのは適当である。</p> <p>この場合における侵害行為者は「海外の事業者」となるが、当該「海外の事業者」に該当するためにはどのような条件が必要であるか、また税関手続きにおいて「海外の事業者」の確認は誰(何処)が行うのか、等といった具体的な要件・手続きについては現時点において明らかにされていない。</p> <p>特に、税関における認定手続きは短時間で行うことが求められており、より実効的・網羅的な模倣品輸入差止を実施するためにも、産業財産権法の改正と合わせて水際取締ガイドラインや関係法令(関税法等)の改正も視野に検討することが望まれる。</p> | <p>・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・御指摘の「海外の事業者」の考え方で、報告書案における「事業者」は、業として商品を譲渡する者(同法第2条第1項第1号及び第2号)であり、商標法上、侵害行為の主体となりうる者を意味する概念として用いております(報告書案6頁)。なお、「事業者」には、個人事業主も含まれます(報告書案6頁囲み部分)。</p> <p>・御指摘の「海外の事業者」に係る具体的な要件・手続き等、税関における運用につきましては、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。</p> | <p>【企業】</p> |
| 2 | <p>模倣品取引の多様化・拡大が今後も進むことを考慮すれば、ブランド観点のみならずデザイン(意匠)観点での模倣品の国内流通を防ぎ、正当権利者を保護するために、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに意匠権侵害行為と位置づける方向で検討することが適当である。</p> <p>加えて、意匠法の保護対象である具体的な物品の形状等(デザイン)は、外部から視認可能であり、税関手続き上、権利侵害品であるか否かの判断についても、商標権と同様の手段及び負担で行うことが可能であるため、商標法と同じく模倣品の越境取引を規制することが好ましい。</p> | <p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> | <p>【企業】</p> |
| 3 | <p>「特許法及び実用新案法に関する、本検討事項と旨の改正の必要性について、今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当」とされ、「当面は、商標法及び意匠法について、上記の検討を進める」と結論づけ、越境取引に関する法改正について、特許法及び実用新案法を改正の対象から除外することが検討されている。</p> <p>しかしながら、現に税関の差止申立の対象には特許権等が含まれており、特許権侵害に基づく輸入差止実績が一定程度存在する(令和元年では83件、19,211点)ことを鑑みても、特許法及び実用新案法においても同趣旨の改正は必要であり、商標権及び意匠権と異なる取り扱いをする合理性は乏しい。</p> <p>これについて、「産業構造審議会 知的財産分科会 第44回特許制度小委員会」の資料によれば、「意図せず他者の特許権を侵害してしまうおそれ」や、「他者の特許権を侵害してしまう可能性があり、その場合であっても税関において被疑侵害品として差し止められるおそれ」、及び「対個人向けの差止めを目的に申立てを行うケースが増えるおそれ」があること等から、特許法等を改正の対象から除外する理由としているが、いずれも特許権や実用新案権を侵害する模倣品の国内への輸入を許容する理由にはならない。</p> <p>特に、同資料記載の「製造事業者が税関差止めに対応しなければならないケースが増えるおそれ」なる理由は、あたかも製造事業者(正当権利者)が模倣品の国内輸入を黙認すると捉えられかねず、知的財産権の保護による産業の発達を目的とした知的財産制度の根幹が揺らぎかねない。</p> <p>なお、同資料記載の「特許権は、外観で判断することが容易でない」ことについては、特許権が技術概念を保護するものであることから、その侵害判定についての困難性がある点は理解できるものの、税関で輸入差止がなされる模倣品は、原則的には権利者が事前(模倣品発見後の認定手続き開始前)に特定の製品につき自社権利侵害を根拠に差止申立申請を税関に行い、税関がその内容を審査・公表し、必要に応じて当事者による意見聴取がなされた侵害品が輸入差止の中心である。</p> <p>そして、権利者から提出される輸入差止申立申請には「識別ポイントに係る資料」といった、模倣品が特許権侵害に該当することを識別するために必要な資料の提出がされることから、税関手続き上、権利侵害判定にあたり税関側に不都合は少ない。</p> <p>そもそも、今回の改正における主な議論は、侵害要件の一つである「業として」の使用(実施)において、属地主義に配慮しつつ海外の事業者の行為を侵害行為として位置づけることができるかという“主目的要件”に関する議論であり、模倣品が技術的範囲に属するか否かや、その判断が容易か否かといった、“客目的要件”についてはなんら影響を与えるものではない。したがって、特許法及び実用新案法にも一律に適用させることが適切である。</p> | <p>・御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>・第44回特許制度小委員会では、輸入差止の対象となる侵害行為が拡大することに伴う悪用等が懸念されることや、現状、特許権侵害等に基づく輸入差止件数は、商標権又は意匠権のそれに比べて少ないこと等を踏まえ、特許法及び実用新案法の改正については引き続き議論を深めていくことが適当との結論に至ったものです。特許権侵害品等の輸入差止めの動向、ユーザーの皆様のご意見、意匠法・商標法で今回の規制が実施された場合の影響・効果も注視しながら、将来の課題としてまいりたいと考えております。</p> <p>・「製造事業者(正当権利者)が模倣品の国内輸入を黙認すると捉えられかねない」というご懸念につきましては、模倣品の輸入を黙認する意図はございません。ご懸念のような誤解が生じないよう、模倣品対策の周知を継続してまいります。</p> | <p>【企業】</p> |

1. 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について

| 通し 番号 | 寄せられた意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提議者 |
|----------|---|--|------|
| 4 | <p>現行の税関による被疑侵害品の認定対象は、権利者からの輸入差止申請に係る特定の模倣品のみならず、税関職員の裁量のもと輸入差止申請を行った権利者の知的財産権を侵害する恐れがある模倣品にも及ぶところ、今回の改正によって侵害対象と認定できる水際行為が拡大されることから税関職員による業務負担が増大することが考えられ、結果的に現行で認定対象となっている模倣品が見逃される（通関されてしまう）といった認定手続きへの悪影響が出ないよう、運用面での配慮を希望する。</p> <p>また、今回の改正により、海外の事業者から模倣品を直接輸入した善意の個人輸入者に与える不利益が考えられる。現行の税関による認定手続きでは模倣品が発見された場合、権利者及び輸入者に通知がなされること、本改正に該当する認定手続きについては模倣品発見時の通知が権利者及び海外の事業者のみになされるのか、個人輸入者にも合わせて通知されるかが明確ではない。輸入品が模倣品として差止められる場合、その認定手続きにおいて税関から個人輸入者にも認定手続き開始の事実やその結果を通知すべきである。</p> <p>さらに、善意の個人輸入者の不測の不利益を未然に防ぐためにも、法改正後は関係官庁からの越境取引のリスク周知を十分に行うことを希望する。</p> | <p>・御指摘の税関における運用につきましては、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。</p> <p>・御指摘いただいた「認定手続きにおいて税関から個人輸入者にも認定手続き開始の事実やその結果を通知すべき」という点も含め、個人の輸入者に対して認定手続の予見性や透明性等を確保するためにどのような方法が考えられるか等について関係省庁と調整しているところであります。</p> <p>・本改正の考え方につきましては、御指摘を踏まえ、関係省庁と連携の上、周知を図ってまいります。</p> | 【企業】 |
| 5 | <p>個人輸入であっても、偽ブランド品は差し止めるべきである。</p> | <p>・今回の改正案は、海外の事業者が、国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づけるものです。このような海外の事業者の行為により国内に持ち込まれる模倣品は、国内で貨物を受け取る者が個人（個人輸入者）であっても、商標権を侵害する物品として、税関における差止めの対象とすることを検討しております。</p> <p>・なお、海外の個人から国内の個人への輸入についても差止めの対象とすることについては、商標法の「業として」の要件を外すことに関係いたします。「業として」の要件は、産業財産権四法に共通する要件であり、その趣旨は、産業財産権四法に共通する目的が産業の発達への寄与にあるところ（商標法第1条、意匠法第1条等）、産業の発達を直接阻害するとはいえない個人的家庭的な使用についてまで産業財産権の効力を及ぼすことは、法の目的及び社会の実情から考えて過剰な規制であることによるものと考えられます。そのため、「業として」の要件を外す改正につきましては、産業財産権四法の制度趣旨や法体系への影響が小さくないことを踏まえ、今回の改正の運用を見守りつつ、将来の課題としてまいりたいと考えております。</p> | 【個人】 |
| 6 | <p>海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で検討することが適当である、及び、当面は、商標法及び意匠法について、上記の検討を進めることが適当である、との提言に賛成する。</p> <p>なお、新たに侵害行為と位置付ける手法については、そのまま関税法上の「輸入してはならない貨物」に対する税関の輸入差止制度の対象とされるよう、輸入行為又はその主体との関係において規定する方向で検討することが適当である。</p> | <p>・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・御指摘いただいた新たな商標権・意匠権侵害行為と関税法の手続との関係に留意しつつ、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。</p> | 【団体】 |

1. 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について

| 通し 番号 | 寄せられた意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提案者 |
|----------|--|--|-------------|
| 7 | <p>【意見1 国内の個人の行為(輸入・所持)について】 商標制度小委員会において、「商標法において個人の行為(輸入・所持)を規制することについては、引き続き慎重な検討が必要である」とのことだが、模倣品であることを知らなかった善意の個人輸入者に対しては、相当慎重な判断が必要であるとする。</p> <p>【意見2 国内の個人の輸入者への配慮について】 模倣品であることを知らなかった善意の個人輸入者に対する以下のような相当な配慮がない限り、新制度の実施は難しいのではないかと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人輸入者であったとしても、模倣品を購入した場合は、税関にて差し止められる可能性があり、購入物品が届かないリスクがあることを、ECサイトでの注文時に注意喚起するような仕組みを義務化 ・ECサイト側にも、模倣品を販売していないことを誓約させ、それをサイト上で宣言する、もしくは相応な模倣品対策をしたうえでECサイト上で販売していることを宣言することを義務化 ・税関にて差止を行う場合、個人輸入者に対して適切な説明を行う仕組みを構築など | <p>・御指摘いただいた善意の個人輸入者への配慮の点につきましては、一部のECサイトにおいて、近年、商品が届かない場合に補償制度を採用している例があるところ、今回の改正を機に、ECサイトにおける模倣品対策の徹底や補償制度の充実に向け、ECサイト事業者等との意見交換、及び消費者への周知を図ってまいります。</p> | <p>【企業】</p> |
| 8 | <p>模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について、改正の方向性について賛成する。</p> <p>実務では、貨物数が個人輸入としては多いにも関わらず、外国に住む家族又は友人からのプレゼントであるとの意見書を提出して、通関になる場合もある。日本に住む外国人又は日本人が、外国の家族又は友人に頼んで、その国内で模倣品を購入してもらい、その家族又は友人が輸出を行えば、改正後でも非侵害として通関になってしまうのではないだろうか。</p> <p>事業者が個人になりすます場合だけでなく、このような場合に対する対処も検討が必要と考える。具体的には、海外の輸出者(日本到達時点での輸入者)に関しては業としての要件を求めないのも一案と思う。税関で一時的に差し止められた場合にどのようにすれば通関になるかに関する情報は、インターネットで容易に拡散され共有されるので、隙のない制度設計が必要である。</p> <p>消費者保護の観点も重要であるのは理解しているが、概して模倣品と真正品とは値段にかなり差があるので、模倣品を真正品と思い込んで購入する輸入者は少ないと考える。差し止められなかった模倣品が国内の中古マーケット又はフリーマーケットで販売された場合、中古なので値段が安くても真正品と思って購入するものも多いのではないだろうか。そうすると、真に保護すべき消費者は輸入者(国内で最初に購入した者)ではなく、転売された輸入品を購入した者であると考え。業としての要件を維持する現行の改正案を進めるならば、個人使用が偽りである場合(転売が行われた場合)に厳罰化をする等、虚偽の個人使用主張を防ぐような対策が必要であると考え。</p> | <p>・御指摘いただいた税関の運用、国内流入後の模倣品の転売への対応及び虚偽の個人使用主張を防ぐ対策につきましては、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。</p> <p>・御指摘いただいた「海外の輸出者(日本到達時点での輸入者)に関しては業としての要件を求めない」案につきましては、「業として」の要件は産業財産権四法に共通する要件であり、その趣旨は産業財産権四法に共通する目的が産業の発達への寄与にあるところ(商標法第1条、意匠法第1条等)、産業の発達を直接阻害するとは言いえない個人的家庭的な使用についてまで産業財産権の効力を及ぼすことは、法の目的及び社会の実情から考えて過剰な規制であることによるものと考えられます。そのため、御指摘の案につきましては、産業財産権四法の制度趣旨や法体系への影響が小さくないことを踏まえ、今回の改正の運用を見守りつつ、将来の課題としてまいりたいと考えております。</p> | <p>【個人】</p> |
| 9 | <p>個人使用目的での輸入に対する免除の縮小に関する報告書案での議論を歓迎する。もっとも、模倣品の規制については、日本に流入するすべての物品の送付を対象に含め、海外の事業者により送付された物品のみに見直しを限定すべきでないとする。海外の事業者により送付された物品のみを対象に個人使用目的への免除を廃止しても、個人、および税関における取締りを回避するため巧妙に個人を装う事業者が、日本国内にいる個人に模倣品を送付するのを防止できないのではないかと。また、郵便で受け取る物品への免除の適用を廃止し、個人が免除を適用できる物品の数量と回数を制限すべきと考える。こういった対応により、模倣品輸入の増加に対する、より包括的な解決になるのではないかと。加えて、これらの提案を進める際、日本が外国の関係者を含む利害関係者に意見を述べてもらうという有意義な機会を提供し、その意見を日本の政策立案過程で考慮することが肝要であるとする。</p> | <p>・御指摘いただいた模倣品の規制対象に「日本に流入するすべての物品の送付」を含めるべきという点、及び「郵便で受け取る物品への免除の適用を廃止すべき」という案につきましては、「業として」の要件を外すことに関係するものと理解いたします。「業として」の要件は、産業財産権四法に共通する要件であり、その趣旨は、産業財産権四法に共通する目的が産業の発達への寄与にあるところ(商標法第1条、意匠法第1条等)、産業の発達を直接阻害するとは言いえない個人的家庭的な使用についてまで産業財産権の効力を及ぼすことは、法の目的及び社会の実情から考えて過剰な規制であることによるものと考えられます。そのため、「業として」の要件を外す改正につきましては、産業財産権四法の制度趣旨や法体系への影響が小さくないことを踏まえ、今回の改正の運用を見守りつつ、将来の課題としてまいりたいと考えております。</p> <p>・御指摘いただいた「個人を装う事業者」の点につきましては、実効性ある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。</p> <p>なお、個人事業主は「事業者」に含まれ、ここでいう「個人」には当たりません(報告書案6頁囲み部分)。</p> | <p>【団体】</p> |

1. 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について

| 通し 番号 | 寄せられた意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提業者 |
|----------|--|---|-------------|
| 10 | <p>報告書に記載頂いている通り、「日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で検討する」ことに賛成する。</p> <p>欧州連合司法裁判所のROLEX判決と同様に侵害者が、輸入した個人なのか、域外の販売者なのかを明確には特定せず、とにかく「日本の登録商標がその指定商品・役務に付されている状態になっている商品」であって「商標権者から税関へ申請済」のものを税関で差止、廃棄等が可能となるよう関税法等の改訂を要望する。</p> <p>商標法における「業」要件削除或いは、輸入に限って「業として」で無くても侵害とみなす、といった商標法改正までは行う必要はないと考える。</p> | <p>・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・御指摘いただいた税関の運用につきましては、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。</p> | <p>【団体】</p> |
| 11 | <p>「海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する行為を、新たに商標権侵害と位置付ける」としても、海外事業者が個人を仮装すること、そして、その数が増加すれば、ますます税関での事実確認が困難になり、海外から国内への模倣品の流入が防ぎ難くなると思料する。</p> <p>模倣品の日本国内への流入は模倣品販売者の抑止が第一策として効果的と考えられるが、困難であれば、本人確認など、輸入者側の負担を増やすことも有効であると考ええる。</p> <p>報告書案記載の「規制範囲が不当に拡大しないように配慮した立法を求めるとの意見があった。」については、確かにそのような配慮は重要だが、仮に、「真に模倣品の個人使用目的の輸入」であっても、様々な影響が生じる模倣品を取扱う行為は決して好ましくないということを、特に輸入者に理解してもらいような、さらなる啓発活動の実施や、模倣品販売者による模倣品の日本への流入を阻止し得る、制度の構築を切に願っている。</p> | <p>・御指摘いただいた「本人確認など、輸入者側の負担を増やすこと」、及び「海外の事業者が個人であると仮装」することにつきましては、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。なお、個人事業主は「事業者」に含まれ、ここでいう「個人」には当たりません（報告書案6頁目部分）。</p> | <p>【企業】</p> |
| 12 | <p>近年、インターネット上に設けられている各種サイトを利用し、我が国の消費者が海外から直接商品を入力するいわゆる越境ECが増加し、それに伴い知的財産を侵害する模倣品も多く輸入されており、税関による輸入差止件数は高い水準にある。特に、税関が侵害品として差止めた貨物に対して、個人使用目的を理由として商標権侵害に該当しないとの申し出を行う輸入者が急増している。税関においてこの申し出に対し反証することは非常に困難で、申し出があった場合輸入を許可せざるを得ない状況となっている。</p> <p>このような中、昨年11月及び12月に開催された第6回及び第7回産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会において越境電子商取引を利用した模倣品の個人使用目的を議論し、商標法を改正し、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向性でおおむね委員の皆様のご賛同が得られたことに感謝する。</p> <p>本問題については、多くの権利者が長年苦しめられており、中には税関からの認定手続開始通知を受領した件数の内約3割が個人使用目的を理由に輸入通関をされてしまう事例も把握している。また、昨年来のCOVID-19の感染拡大状況において、偽医薬品やマスク等の衛生用品の模倣品の増加も懸念されている。国民が安全で安心して生活できる社会の実現のためには、税関による模倣品に対する一層の水際取締り強化が期待されることである。</p> <p>このため、商標法等関係法令の改正に際しては、税関における効果的な模倣品の水際取締りが実現できる実効性のある法制度にしていきたいと考えている。特に、海外の送付者が事業者か個人かの立証を税関ではなく貨物の送付を受けた者に義務付け税関の負担軽減を図ること、税関において現状と同様の迅速な没収及び廃棄手続きがなされること、悪質な事案については国内の貨物の送付を受けた者に対して処罰を行うことができること等の点について考慮をお願いしたい。</p> | <p>・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・御指摘いただいた税関の運用につきましては、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。</p> | <p>【団体】</p> |
| 13 | <p>海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、海外の事業者の行為を国内への輸入行為と位置づけ、新たに商標権侵害行為とすること、意匠法においても同様の方向で検討することに賛同する。</p> <p>現状、多くの商標権侵害品が、海外の事業者から国内へ「個人使用目的」として水際での取締りをすり抜けて輸入され、権利者は対応に苦慮していた。本報告書に提言された規制の実現により水際での取締りが一層強化されることに期待する。</p> <p>なお、税関における認定手続においては、輸出者として販売業者ではなく、通関業者、運送業者が記載されているケースもあり、侵害の主体となる「海外の事業者」の定義については、個人に対する模倣品の販売・送付に関わる複数の海外の事業者がある場合、いずれであっても対象とできるものとする必要があると考える。</p> <p>また、本報告書案にも記載の通り、法改正による規制強化後、海外の事業者が規制回避のために個人を装い、商標権侵害品を国内の個人に直接送付することは十分に想定される。輸入者が、海外の事業者ではなく個人からの輸入であると主張する場合には、証拠を必須とし、確認を厳格に行っていただくべきと考える。</p> <p>加えて、規制強化後には、具体的な手続や運用に関する詳細なガイドラインを制定いただくとともに、一定の期間運用の検証を行い、必要な場合はさらに法制度を見直していただけるよう要望する。</p> | <p>・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・御指摘の輸出者として通関業者等が記載されることにつきましては、御懸念の点踏まえながら、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。</p> <p>・「海外の事業者が個人であると仮装」することにつきましては、運用上の懸念点と認識しております（報告書案9頁）、御懸念の点を踏まえながら、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。なお、個人事業主は「事業者」に含まれ、ここでいう「個人」には当たりません（報告書案6頁目部分）。</p> <p>・本改正の考え方につきましては、御指摘を踏まえ、関係省庁と連携の上、周知を図ってまいります。</p> | <p>【団体】</p> |

1. 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について

| 通し 番号 | 寄せられた意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提議者 |
|----------|--|--|------|
| 14 | <p>かねてより、個人使用目的での模倣品の所持及び輸入を禁止する施策を要請してきたところであるが、海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で検討することについては、理にかなった有効な施策であると判断し賛成する。</p> <p>また、上記検討を、当面は商標法及び意匠法について進めるとすることに賛成する。</p> <p>今日は、誰でも容易に電子商取引を通じて商品を海外から輸入できるようになっているが、電子商取引が存在しなかった時代においては、模倣品の輸入を行うのは、原則として、輸入・通関業務に通じている事業者に限られており、認定手続において輸入者から提出される意見は、真正商品の並行輸入であるという意見がほとんどであった。この場合、商品の真贋は客観的事実であることから、権利者・輸入者の提出する証拠・意見を踏まえて、税関が権利侵害の有無を判断するのは比較的容易であったといえる。</p> <p>これに対し、電子商取引が盛んになり、個人が直接海外から模倣品を輸入できるようになってからは、認定手続において、輸入者から、個人使用目的であるとの意見書が多数提出されるようになった。この場合、真正商品の並行輸入の場合と異なり、模倣品を輸入する目的は輸入者の内心にかかる主観的事実であるため、権利者・輸入者が書面で提出する証拠・意見のみによって、税関が権利侵害の有無を判断するのは極めて困難であるといえる。すなわち、商標法上の「業として」とは、反復継続する意思をもって行う経済行為をいい、営利目的である必要はなく、一回限りの行為でもこれに該当すると解されているところ、税関は、「輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案」して「業として」の該当性を判断するとしているが（認定手続開始通知書（輸入者用）裏面）、このような総合的考慮が必要であること自体、個人使用目的とそれ以外の線引きが困難であることを示すものであり、個人使用目的の判断は税関に多大な負担を強いるものといえる。また、昨今は、インターネットオークションやフリマアプリ等を通じて、商品の輸入販売に従事していない個人でも商品を譲渡することが可能であり、少量の模倣品を輸入してインターネットを通じて転売することは広く行われていること、等から、「輸入貨物の数量」や「輸入者の職業」は、個人使用目的の有益な判断要素とはいえなくなってきたといえる。</p> <p>その結果、税関の負担はもろろのこと、小口化・件数増加に伴って、個人使用目的だとする輸入者の意見に反論しなければならない権利者の負担は年々増加しており、新型コロナウイルスの影響で経済が縮小化する状況下、権利者が認定手続対応に投ずることのできる人的・経済的資源も限られているため、模倣品と知りつつ証拠・意見の提出を見送らざるを得ないケースも生じている。</p> <p>産業財産権法の一つである商標法についてだけ「業として」の要件を外すことは均衡を欠き認められないということも前提とするのであれば、1)「業として」の具体的な要件を明示する、2)模倣品の輸入は「業として」の輸入であるとみなしてこれに該当しないことの立証責任を輸入者に負わせる、といった方法により個人使用目的による模倣品の輸入に絞りをかけることも考えられるが、「業として」が主観的要素である以上、このような方法では限界があるといわざるを得ない。</p> <p>これに対し、海外事業者の行為を商標権侵害行為と位置づける方向で模倣品の輸入を規制することは、輸入目的という輸入者の側の主観的事情に関わりなく模倣品の輸入を差し止めることができ、近時の欧州連合司法裁判所の判決に基づくEU税関の運用とも歩調を合わせたものであって国際的調和の観点からも望ましいといえ、模倣品の輸入の抑止には極めて有効であると考える。</p> <p>もっとも、今後検討を進めるにあたっては、商標法以外の法令での手当てとなるかもしれないが、以下の点に留意する必要があると考える。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人名義の輸入者には、1)他人の名義を冒用ないし借用して個人になりました輸入業者、2)輸入業者ではないが業として輸入している個人、3)真に個人使用目的で輸入している個人がいると考えられる。この点、1)は「業として」の解釈で現行法上でも規制可能であるとされているが、実務的には、権利者・輸入者の提出する証拠・意見のみから判断せざるを得ない税関にとって、なりすましであると判断するのは容易ではないため、1)も含めて規制できるような仕組みにすべきであると考える。 ・海外事業者から国内の者に対する模倣品の直接送付であっても、仕出人（差出人）は個人名義となっていることが多いという実態がある。仮に、仕出人（差出人）が法人・会社である場合に限って輸入規制の対象とすることとなれば、海外事業者が仕出人（差出人）を個人名義として模倣品を送付することにより、規制を空洞化させることが予想される。したがって、海外事業者の行為に着目した模倣品の輸入規制を実効化あらしめるためには、海外事業者について、単に法人・会社にとどまらず個人事業者やなりすましも広く包摂できるような定義づけを行うことや、輸入者の側において仕出人（差出人）との個人的関係（親族、友人等）が証明できない場合は海外事業者とみなすことができるようにする手当てが必要だと考える。 ・海外事業者の行為をもって商標権侵害行為と評価した場合でも、実際に輸入禁止の効果及ぶのは輸入者であり、電子商取引を利用して商品を購入した消費者への影響は小さくないといえる。この点、商品が海外から送付されることを知らずに電子商取引を利用する消費者も少なくないことから、認定手続における無用の紛争を避けるため、輸入規制の導入にあたっては、模倣品であることを知っていたか否かを問わず、海外から送付される模倣品は輸入禁止の対象となることを事前に充分周知しておく必要があると考える（例えば、電子商取引のプラットフォームにおいて、購入前に警告を表示するといった方法も考えられる）。また、海外からの送付であること及び模倣品であることを知らずに購入した消費者について、これを救済し、経済的な損失をなるべく被らないようにするための方策についても考慮する必要があると考える（例えば、「国民生活センター 越境消費者センター」の存在やその活動についての広報、電子商取引のプラットフォームが運営する取引保全サービスやクレジットカード運営会社による販売者に対する支払の停止機能を活用するといった方法も考えられる）。 <p>そして、現在、認定手続において差し止められている模倣品の大半は商標権に関するものであることから、まずは商標権について輸入規制を検討して行くのが適切であると考える。</p> <p>最後になったが、模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の一日でも早い実現を願っている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 ・御指摘の留意点一つ目、及び二つ目のうち「輸入者の側において仕出人（差出人）との個人的関係（親族、友人等）が証明できない場合は海外事業者とみなすことができるようにする手当て」等につきましては、税関の運用に関わる事項となりするため、御懸念の点を踏まえながら、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携してまいります。 ・御指摘の留意点二つ目「海外の事業者」の考え方につきましては、報告書案における「事業者」は、業として商品を譲渡等する者（同法第2条1項1号及び第2号）であり、商標法上、侵害行為の主体となりうる者を意味する概念として用いております（報告書案6頁）。なお、「事業者」には、個人事業主も含まれます（報告書6頁囲み部分）。 ・御指摘の懸念点三つ目の周知につきましては、関係省庁と連携の上、本改正の考え方について周知を図ってまいります。善悪の購入者（消費者）の救済につきましては、一部のECサイトにおいて、近年、商品が届かない場合に補償制度を採用している例があるところ、今回の改正を機に、ECサイトにおける模倣品対策の徹底や補償制度の充実に向けて、ECサイト事業者等との意見交換、及び消費者への周知を図ってまいります。 | (団体) |

1. 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について

| 通し 番号 | 寄せられた意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提議者 |
|----------|---|---|------|
| 15 | <p>海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づけるとする改正提案について、知的財産法の体系を崩さないで水際規制の実効性を高めることが可能になるものであり、賛成する。</p> <p>(理由)</p> <p>当連合会は、2004年1月21日付け「知的財産戦略本部権利保護基盤の強化に関する専門調査会『模倣品・海賊版対策に関する意見募集』に対する意見書」、2004年8月20日付け「『知的財産推進計画2004』実現に向けての日本弁護士連合会の取組みと提言」、2006年6月1日付け「輸出入取引審議会調整部会(知的財産権侵害品の貿易管理の在り方について)の中間とりまとめに対する意見」において、個人輸入を「偽装」した模倣品・海賊版の輸入について、水際規制に関して意見を述べてきた。</p> <p>当連合会が上記意見書において述べてきたように、模倣品・海賊版の輸入については、その実態を十分に調査して検討した上で、法の整備をする必要があるが、報告書案は、統計に基づき、上記意見書が出された2004年と比較して、今日では侵害貨物の小口化、すなわち、個人使用目的での輸入の増加が進んでいることを明らかにしている。</p> <p>それでも、報告書案は、2004年の(旧)産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会における検討の経緯を踏まえて、「商標法において個人の行為(輸入・所持)を規制することについては、引き続き慎重な検討が必要である」としており、知的財産法の体系への影響も考慮すると、評価できる。</p> <p>ただ、報告書案が指摘するように、日本法と同様に「業として(in the course of trade)」の使用という要件を設けるEU法において、EU域外の事業者がEU域内に宛てて送付した模倣品について、EU域内の者が個人として使用する場合であっても、当該事業者の行為に商標権侵害が成立するという解釈が2014年2月6日付けの欧州連合司法裁判所判決で採用されるに至っており(C-98/13)、水際規制の国際的調和の観点から、解釈が定まっていない日本法においても参考にする余地がある。</p> <p>報告書案は、「海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける」方向での改正を提案している。「海外の事業者」ではあっても、事業者による、すなわち、「業として」の国内への模倣品の直接送付であるから、知的財産法の体系を崩さないで、水際規制の実効性を高めることが可能になるといえる、支持できる。</p> <p>報告書案及び別途公表されている産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における特許制度の在り方(案)」によれば、上記の改正提案は、商標権侵害品及び意匠権侵害品を対象とし、特許権侵害品及び実用新案権侵害品については、「今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていく」とのことである。一般的には、知的財産法の各法において、統一性を欠く改正がなされるのは望ましくないが、税関における侵害の有無の判断の困難性に相違があることも考慮すれば、法改正を商標法及び意匠法にとどめることにも理由があると考えられる。</p> <p>なお、日本の消費者による越境取引に与える影響も大きいことから、政府模倣品・海賊版対策総合窓口や国民生活センター越境消費者センターにおける相談体制の確立、法改正の周知・啓発活動の充実及び越境取引における国際的な共通ルール・ガイドラインの諸外国との連携による整備も必要であろう。当連合会としても、側面支援をしていきたいと考える。</p> | <p>・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・御指摘いただいた「日本の消費者による越境取引に与える影響」を踏まえ、関係省庁等と連携の上、実効性のある制度の構築、適切な周知等を図ってまいります。</p> | 【団体】 |
| 16 | <p>輸入差止の実務におきましては、譲渡人(仕出人)が個人を名乗る在外者である場合に、譲受人(輸入者)が「個人(例:友人、家族)から輸入者個人への贈り物である。」旨主張する意見書を頻繁に見かける。しかし、同一の譲渡人が、個人を名乗り、反復継続的に模倣品を輸出していることが事後的に判明した、というケースが多発している。</p> <p>権利者とその代理人である私共が、譲渡人が個人ではなく事業者である蓋然性を認識するタイミングは、譲渡人を仕出人として記載した認定手続開始通知書を複数受領し、譲渡人が反復継続的に模倣品を輸入して利益を得た後である。</p> <p>このような実情がある中、今回の改正案ですと、上記のように、「海外の事業者が個人であると仮装して、模倣品を直接送付するような場合」に模倣品を取り締まることは難しいものと理解している。</p> <p>このような状態が続きますと、実質的に、商標権の実効性が損なわれ、商標を保護する(商標法第1条)という法目的に反する結果が続いてしまうことを危惧している。</p> <p>模倣品はどこに行っても模倣品である以上、より厳しい対策が必要なのではないかと考える。</p> | <p>・「海外の事業者が個人であると仮装」することにつきましては、運用上の懸念点と認識しております(報告書案9頁)、御懸念の点を踏まえながら、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。なお、個人事業主は「事業者」に含まれ、ここでいう「個人」には当たりません(報告書案6頁囲み部分)。</p> | 【個人】 |

1. 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について

| 通し 番号 | 寄せられた意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提案者 |
|----------|--|---|-------------|
| 17 | <p>たとえ模倣品であっても、輸入者が「個人使用目的での輸入」との意見を提出することで通関し、国内に流入してしまう問題（個人使用目的での輸入と仮装した業としての輸入を含め、以下「本問題」といいます）について、商標制度小委員会でも取り上げ、本報告書案のように商標法改正の方向性が示されたことについて、感謝申し上げますとともに、本報告書案で示された方向性について、賛同する。</p> <p>日本の税関における知的財産侵害物品の輸入差止めのうち、ファッション関連の商品（バッグ類・衣類・時計類・靴類・ヘルム類・帽子類・眼鏡類及び付属品）が件数ベースでも高い割合を占めている（例えば、財務省関税局「知的財産侵害物品の差止め実績（令和2年1～9月）速報」(https://www.customs.go.jp/mizugiwaw/content/r02dai3shihanki.pdf) によれば、ファッション関連の商品が件数ベースにおいて約93.3%を占めています）。知的財産侵害物品の輸入差止めのほとんどが商標権侵害に基づくものであることも加味すれば、ファッションブランドは、いわば本問題により最も苦しんできた関係者のひとりといえる。特に、本報告書案でも適切に言及されているように、以前から続く越境ECの増加傾向が、コロナ禍の到来によりここに来て急激に加速しており、ファッション業界にとって本問題の迅速かつ実効的な解決が喫緊の課題であることは明白である。</p> <p>また、本問題に関しては以前、いわゆる「業として」要件（商標法2条1項1号・2号）の廃止という切り口で検討されたものの、商標法の他の場面や他の産業財産権法への波及効果の大きさから、改正が見送られた経緯がある。それに対し本報告書案では、「業として」要件の廃止を回避しながら、同時に本問題の本質を的確に捉え、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付し、日本国内に到達させる行為について、新たに商標権侵害行為と位置付ける方針が示されている。本問題の早期かつ実効的な解決に結びつく可能性の高い上記方針に、強く賛同する。</p> <p>今後、本報告書案で示された方針で商標法改正を検討するに際しては、あわせて以下の点にもご配慮いただきたい。</p> <p>まず第一に、本報告書案でも言及されているとおり、海外事業者が「事業者ではない」と仮装することが予想される。特に、個人事業者の場合、名義だけでは事業者ではない個人なのか、個人事業者なのか、直ちに判別することが難しい可能性があります。このような仮装により容易に潜脱されてしまう制度とならないよう、具体的な制度へ落とし込む際には、十分に配慮いただきたい。</p> <p>第二に、上記第一の点と重なるが、商標法改正に至った場合には、「海外の送付者が個人であれば商標権侵害とならない」という誤解（実際には、個人事業者も対象）が広まらないよう、周知の際にご留意いただきたい。</p> <p>第三に、「模倣品」の範囲についてである。本報告書案には、「典型的には、商標権者からの許諾受けずに〔ママ〕、登録商標と同一の標章（マーク）を当該登録商標に係る指定商品に付したものと書かれている（本報告書案P5、注2）。実際に商標法を改正する際には、①商標権侵害物品全般を対象とすべきか、それとも「同一の標章・・・を付したものに」限定すべきか、②「同一の標章・・・を付したものに」限定する場合、「同一」の範囲をどのように定めるべきか（例えば商標法第38条第5項括弧書きの「社会通念上一」の範囲とするか）、③①及び②が税関での実務と適切に連動するか、④それにより立体商標や図柄商標（模様商標）に基づく税関差止めについても適切にカバーされるか、といった点も含めてご検討いただきたい。特に①及び②については、過度に限定的な定義を設けてしまうと、それを潜脱するような模倣業者が現れることが強く懸念される。</p> <p>いずれの点についても、本報告書案にその方向性が示されたような商標法改正がなぜ必要とされるのか、という点に立ち戻ったご検討・ご議論を強く期待する。</p> | <p>・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・御指摘の第一点目、「海外の事業者が個人であると仮装」することにつきましては、本検討事項に関する運用上の懸念として認識しておりますところ（報告書案9頁）、御指摘踏まえ、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携してまいります。なお、個人事業主は「事業者」に含まれ、ここでいう「個人」には当たりません（報告書案6頁囲み部分）。</p> <p>・御指摘の第二点目、「海外の送付者が個人であれば商標権侵害とならない」という誤解（実際には、個人事業者も対象）」につきましては、報告書案においても誤解のないよう特記した部分であり（報告書6頁囲み部分）、周知においても留意してまいります。</p> <p>・御指摘の第三点目、「模倣品」の範囲につきましては、「同一の標章・・・を付したものに」限定するのではなく、類似の範囲まで含むことを検討しております。その他、御懸念の点を踏まえ、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携してまいります。</p> <p>・御指摘いただいた「商標権者からの許諾受けずに〔ママ〕」（報告書案5頁・脚注2）につきましては、「許諾」の後に「を」を追加し、脱字を補う修正をいたします。</p> | <p>【団体】</p> |
| 18 | <p>越境電子商取引の進展に伴う模倣品の日本国内への流入増加へ対応するため、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する行為について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づけるとした本報告書に賛成する。</p> <p>本方策は、本報告書5頁において引用されている「知財推進計画2020」66頁にて言及されている個人使用目的を仮装して実施される模倣品の輸入を直接的に規制するものであり、こうした輸入により不当に利益を得ている業者の撲滅にも寄与することが期待できる。また、同じく「知財推進計画2020」同頁では、模倣品の個人使用目的の輸入が顕著に増加しているという言及がなされており、消費者が意図せずして模倣品を購入することにより発生する被害事例も増加しているものと懸念されること、本方策は、こうした被害事例を減少させる効果も期待でき、消費者保護にも資する施策であると考え、これらの観点から、本方策が早急に実現されることを望む。</p> <p>具体的な制度設計にあたっては、商標権保護に資するよう、迅速な処理が実現されるべく手続、運用の整備をお願いするとともに、上記述べたように、意図せずして模倣品を購入（購入）して被害を被る結果となる個人の救済にも配慮されたものとなることを希望する。</p> | <p>・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・御指摘いただいた「意図せずして模倣品を購入（購入）・・・個人の救済」への配慮の点につきましては、一部のECサイトにおいて、近年、商品が届かない場合に補償制度を採用している例があるところ、今回の改正を機に、ECサイトにおける模倣品対策の徹底や補償制度の充実に向け、ECサイト事業者等との意見交換、及び消費者への周知を図ってまいります。</p> | <p>【企業】</p> |
| 19 | <p>1. 「模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について」における検討内容を歓迎する。</p> <p>弊社が税関差止めを行おうとする中でも、輸入者が「個人使用であり、業としての使用ではない」旨で争い、結果通関せざるを得ない案件が発生している。</p> <p>インターネット上においても、「個人使用」であることを主張する差止め回避方法が公開されており、今後さらにこのような案件が増えていくものと思われる。</p> <p>また、安全性を損なう粗悪な模倣品も散見され、使用者の身体・財産を損なう可能性がある。</p> <p>2. 過去の経緯にもあるように、個人の行為を規制することについてはハードルが高いと想定されることから、現在検討されている方向は現在深刻化する問題事象に迅速に対応するために効果的な内容であると考え、できるだけ早く改正がなされることを望む。</p> <p>一方、「海外の事業者が個人であると仮装して、模倣品を直接送付するような場合」は海外輸出業者が対応策として行うことが容易に想像されるため、このような回避策を防止するための措置を併せて追加検討されたい。</p> | <p>・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・「海外の事業者が個人であると仮装」することにつきましては、運用上の懸念点と認識しておりますところ（報告書案9頁）、御懸念の点を踏まえながら、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。なお、個人事業主は「事業者」に含まれ、ここでいう「個人」には当たりません（報告書案6頁囲み部分）。</p> | <p>【企業】</p> |

2. 国際商標登録出願に係る手数料納付方法及び登録査定の際の送達方法の見直しについて

| 通し 番号 | 寄せられた意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提案者 |
|----------|---|---|------|
| 20 | <p>「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について（案）」においては、国際商標登録出願に係る登録査定の際の送達方法を、WIPO 国際事務局を經由して電子的に出願人に送達する方法に変更する方針を示している。当方針について、国際商標登録出願に限らず、国内の商標登録出願についても、登録査定の際の送達を電子的に送達できるよう、商標法を改正することを提案する。</p> <p>また、登録査定の際の送達以外の商標関連の書面（例：商標登録証）や特許・意匠・実用新案に関する書面等、特許庁が紙媒体で出願人に送付するすべての書類についても、電子的に送達ができるよう制度の見直しを提案する。</p> <p>今般の新型コロナウイルスの感染拡大という危機的状況下において、企業が安定的に事業を継続していくためには、在宅などオフィス以外の場所で業務を遂行できる環境を構築し、テレワークの定着を図る必要がある。そのためには、紙を起点とする業務プロセスを、ペーパーレスを起点とする業務プロセスに変革していくことが重要となる。</p> <p>現在は、特許庁より紙媒体で届く書類の処理のために従業員が事業所に出社せざるを得ない状況である。したがって、特許庁が発行するすべての書類に関して電子的に送達ができるよう制度の見直しを提案する。</p> | <p>・現在でも国内の商標登録出願に係る登録査定の際の送達は、電子出願利用者は、インターネット出願ソフトの環境設定によってオンラインで受領することが可能です。詳しくは以下にお問い合わせください。</p> <p>電子出願ソフトサポートセンター 受付時間 平日9:00～20:00 TEL(東京) 03-5744-8534 TEL(大阪) 06-6946-5070 FAX.03-3582-0510</p> <p>・御指摘いただきました、特許庁が発行する書類の電子化につきましても、制度的・技術的課題を整理した上で、実現に向け検討を進めてまいります。</p> | 【企業】 |
| 21 | <p>国際商標登録出願に係る個別手数料の納付方法について、二段階納付から一括納付（拒絶査定の場合も個別手数料の返還請求制度は設けない一括納付）に変更することに賛成する。</p> <p>また、登録査定の際の送達方法については、国際商標登録出願の出願人が国内代理人を選任している場合には、当該代理人に日本国特許庁が登録査定を行った事実を何らかの方法で通知することを条件として（例えば、電子メールでの通知）、国際商標登録出願に係る登録査定の際の送達方法を、保護認容声明とともに、WIPO 国際事務局を經由して電子的に出願人に送達する（通知を一本化する）方法に変更することを了承する。</p> | <p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> | 【団体】 |
| 22 | <p>国際商標登録出願に係る手数料納付方法及び登録査定の際の送達方法の見直しに関する改正提案は、出願人の利益につながる内容であり、賛成する。</p> <p>（理由） 国際商標登録出願に係る手数料納付方法を二段階納付から一括納付に変更し、登録査定の際の送達を世界的所有権機関（WIPO）国際事務局を經由した電子的通知へ一本化することは、出願人の利益にもつながるものであり、賛成する。</p> | <p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> | 【団体】 |
| 23 | <p>個別手数料の出願時一括納付及び登録査定の際の送達の際の電子化を採用することについて、ともに賛成する。国際商標登録出願に係るこれらの手続きの見直しは、出願人の手続負担の軽減と利便性の向上が期待できるうえ、WIPO 国際事務局の業務効率化にも繋がるものと考え。特に個別手数料の出願時一括納付については、国際的に大多数の締約国が採用している制度に調和する形に改めることとなり、結果的に日本の商標制度に対する海外からの信頼、信用を増す効果も得られるものと考え。</p> | <p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> | 【企業】 |

3. 特許法改正論点の商標法への波及について

| 通し 番号 | 寄せられた意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提案者 |
|----------|---|------------------------------------|-------------|
| 24 | <p>特許制度小委員会での特許法上の意見とは異なり、商標法は特許法とは事情が異なることを踏まえ、商標法上は、引き続き商標権の放棄において通常使用者等の承諾を必要とすることが適当である、との提言に賛成する。</p> | <p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> | <p>【団体】</p> |
| 25 | <p>特許権を放棄するときに通常実施権者の承諾を不要とする特許法の改正を商標法に波及させないことについては、商標法特有の事情に鑑みれば理由があると考えられることから、賛成する。</p> <p>(理由)</p> <p>報告書案及び産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における特許制度の在り方(案)」によれば、特許権を放棄するときには、通常実施権者の承諾を不要とするが、専用実施権者及び質権者の承諾を引き続き必要とするのに対し、商標権を放棄するときは、専用実施権者及び質権者のみならず、通常使用者も、なお承諾を引き続き必要とする方向が示されている。</p> <p>一般的には、知的財産法の各法において、統一性を欠く改正がなされるのは望ましくないが、商標を使用してきた通常使用者の信用を維持することなどの商標法特有の事情に鑑みれば、特許権を放棄するときに通常実施権者の承諾を不要とする特許法の改正を商標法に波及させないことにも理由があると考えられる。</p> | <p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> | <p>【団体】</p> |
| 26 | <p>本報告書15頁の「② 商標法特有の事情」に示された通り、商標法は、その商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図るとともに、商標に対して一定の信頼を置いて取引することとなる、消費者を含めた需要者を保護することも目的としている。</p> <p>そのような商標に化体する信用・信頼を創出する使用行為は、何も商標権者のみならず、商標権者から許諾を得て使用を継続してきた通常使用者によってもなされるものである。それに鑑みれば、通常使用者の事情を一切考慮せず、商標権者の意思のみをもって商標権が放棄されることを許容する制度は適切ではないものと思料いたします。したがって、「(4) まとめ」に記載された「商標法上、引き続き商標権の放棄において通常使用者等の承諾を必要とすることが適当である。」という結論については、妥当であると考えます。</p> | <p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> | <p>【企業】</p> |